

ひかり幼稚園父母の会 規約

第1条 この会は、ひかり幼稚園父母の会と称し、その所在地は奈良市赤膚町1032とする。

第2条 この会の目的は、家庭と幼稚園が一丸となって有効・適切なる幼児教育を推進するにある。

第3条 この会の会員は、本園に勤務する園長を顧問とし職員及び本園に在籍する園児の保護者とする。

第4条 総会は全会員で構成し、3分の2（委任状を含む）以上の出席者で年度初めに開催し、役員の承認・年度行事計画・予算決定の承認・その他必要事項を協議する。但し、会長が認め顧問が承認した時、臨時総会を開くことができる。
2. 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第5条 この会には次の役員をおく。

【1】本部役員

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 会 計 2名（顧問が決定する職員1名含む）
4. 書 記 1名
5. 紫役員 2名（行事駐車場担当）

【2】クラス役員（必要と思われる人数）

【3】奈私幼の本部・地区役（該当年度のみ専任者をおくことがある）

以上の役員は、別に定める細則に従って選出する。

第6条 役員の任務は下記の通りとする。

- ・幼稚園と父母の会の調整を行い、園の活動を補助する。
- ・他の幼稚園並びに京校園等との交流を深める。
- ・その他、父母の会に関する業務を行う。

1) 会 長

- ・父母の会の運営と管理の代表者
- ・各役員会を招集する権利を持つ
- ・父母の会の最終決定権を有する
- ・園並びに園外の交流役を務める
- ・連絡網、印刷物等の最終確認者
- ・例外的事態の対応

2) 副会長

- ・会長不在の場合の代理
- ・会計の補佐
- ・書記の補佐

3) 会 計

- ・会計管理
- ・会計に関する印刷物の作成及び収支報告

4) 書 記

- ・印刷物及び議事録の作成と管理

5) 紫役員

- ・園駐車場の管理
- ・各行事の駐車場業務全般

6) クラス役員 (人数はその年度による)

- ・各クラスにおいて保護者間の親睦・各行事における運営を円滑に進める。

第7条 役員会は、本部役員・クラス役員をもって構成し、総会の決議に基づく年間行事や予算の執行について協議するとともに、役員の意思をもちよりそれを更に具体化し実行する。

2. 本部役員会は本部役員をもって構成し、父母の会活動の運営及び総合的事項について協議する。
3. その他、会員が必要と認めた時、クラス役員会等を開くことができる。

第8条 この会には会計監査を若干名おく。

2. 会計監査は、新年度の役員選出後、全会員の中より前年度の会長が指名する。
3. 会計監査は、適時会計の監査を行い、総会においてその結果を報告する。

第9条 必要と思われる徒歩登園チームには、班長をおくことができる。

第10条 役員の任期は、年度初めの総会までの一年間とし、再選を妨げない。

第11条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2. 会員は会費として、園児一人につき一ヶ月700円を四ヶ月分、学期ごとに納入する。

第12条 この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第13条 慶弔費については、別に定める慶弔の細則に準ずるものとする。

第14条 奈良県私立幼稚園PTA連合会での本部役員・地区役員時に必要とする交通費・対外負担費充当分を、毎年度積み立てることとする。

第15条 この会の規約は、総会の決議により変更することができる。

附 則 この規約は、平成31年4月24日より実施する。

ひかり幼稚園父母の会 役員選出に関する細則

第1条 この細則は、ひかり幼稚園父母の会規約第5条により、役員の選出等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 役員の人数については園と相談し、役員の選出方法についてはクラス懇談会等で話し合い、役員会で協議し決定する。
奈私幼の本部・地区役については、自薦・他薦で募り、園と協議し決定する。

【免除対象者】

- ・役員経験者
- ・未入园児がいる方
- ・妊婦（役員選出時にわかっている方）
- ・フルタイムでお勤めの方
- ・持病をお持ちの方
- ・他校にて本部役員が内定している方

※但し、免除対象者であっても本人が認め本人の責任において、
またクラスが認める場合は、役員への立候補・推薦を妨げない。

第3条 役員交代については、園が必要と認めた場合、欠員が出たクラスで話し合いをもって決定し、本部役員に欠員が出た場合は、役員会で話し合った上決定する。

第4条 この細則については、規約に反しない限り、必要があれば役員会において変更または新たに定めることができる。但し、それを次期総会で報告し、承認を得なければならない。

附 則 この細則は、平成31年4月24日より実施する。

ひかり幼稚園父母の会 慶弔細則

第1条 この細則は、ひかり幼稚園父母の会規約第13条により、ひかり幼稚園で生じた慶弔について次の事項を行う。

第2条 この細則の慶弔金は、慶弔の生じた年度の父母の会の会費をもって充てる。

第3条 慶弔金の種類と金額は次の通りとする。

種 類	対 象	金 額
見 舞 金	ひかり幼稚園に在籍する職員、並びに在園児が15日以上入院した場合	5,000 円
弔 慰 金	ひかり幼稚園父母の会会員、並びに在園児が死亡した場合	檜 一 対 20,000 円
	ひかり幼稚園に在籍する職員が死亡した場合	30,000 円
結婚祝金	ひかり幼稚園に在籍する職員が在籍中に結婚した場合	10,000 円

第4条 第3条に沿い慶弔金を給付する場合は、ひかり幼稚園父母の会会員の申し出により、父母の会顧問及び会長の承認を得るものとする。

第5条 慶弔金にかかる返礼は一切ないものとする。

第6条 ひかり幼稚園に在籍する職員が退職する場合、花束を贈呈する。金額については、役員会においてその都度協議し決定する。

第7条 その他、特に必要と認めた場合、顧問・会長が相談の上これを決定して慶弔の意を表す。

第8条 この細則は、ひかり幼稚園父母の会規約第15条に基づき変更することができる。

附 則 この細則は、平成25年4月24日より実施する。

令和2年度 奈良県私立幼稚園 PTA 連合会 活動報告

- 5月8日 第1回会長会・新旧会長会（中止）
- 5月29日 総会（書面決議）
- 9月28日 第1回会長会（ZOOM開催）
- 10月20日 第1回第1ブロック会長会（学園前ネオポリス幼稚園）
- 10月22日 第25回振興大会（ZOOM開催）
- 11月18日 第1回第1ブロック研修会「薬膳講座」（ZOOM開催）
- 12月3日 第2回会長会（ZOOM開催）
- 1月22日 第47回研修大会（ZOOM開催）
- 2月9日 第2回第1ブロック会長会（ZOOM開催）

令和2年度京西校区学校連絡協議会・六条校区自主防災防犯会 活動報告

- 8月29日 六条校区自主防災防犯会 研修会（コープふれあいセンター六条）
- 2月26日 京校園意見交換（書面）
- 4月11日 六条校区自主防災防犯会 総会（書面決議）